

万国津梁館の設置及び管理に関する条例

平成17年7月26日

条例第45号

改正 平成26年3月31日条例第11号 平成31年3月29日条例第5号

注 平成31年3月29日条例第5号による改正は、平成31年10月1日から施行のため、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国内外の優れたコンベンションを誘致することにより、国際交流及び文化交流の推進並びにリゾート沖縄の振興を図り、もって地域の振興発展に寄与するため、万国津（しん）梁（りょう）館（以下「津梁館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 津梁館の位置は、名護市字喜瀬部瀬名原1792番地とする。

（津梁館の管理）

第3条 津梁館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）津梁館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

（2）第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

（3）第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

（4）津梁館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

（5）前各号に掲げるもののほか、津梁館の管理運営に関して知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に津梁館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1）事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

（2）事業計画書等の内容が、津梁館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

（3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

（4）前3号に掲げるもののほか、津梁館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（休館日）

第8条 津梁館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（開館時間）

第9条 津梁館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第10条 津梁館の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）公益を害するおそれがあると認められるとき。

（3）施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

○万国津梁館の設置及び管理に関する条例

(利用期間)

第11条 施設等の利用期間は、10日以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第12条 利用者は、指定管理者が特別であると認める設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金)

第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、津梁館への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(立入り等)

第19条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第10条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した設備又は器具を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第21条 津梁館の施設を利用する者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の万国津梁館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の万国津梁館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）中相当する規定があるものは、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条から第7条までの規定の例により行う

○万国津梁館の設置及び管理に関する条例

ことができる。

附 則（平成26年3月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

1 施設利用料金

種別	区分	基準額
サミットホール	入場料を徴収しない場合	1時間につき46,280円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき69,940円
オーシャンホール（控室を含む。）	入場料を徴収しない場合	1時間につき41,140円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき61,710円
サンセットラウンジ	入場料を徴収しない場合	1時間につき18,510円
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1時間につき27,770円
ビジネスルーム		1時間につき2,050円
貴賓室		1時間につき2,050円
オーシャンホール控室（1室）		1時間につき1,020円
オーシャンホール控室（全室）		1時間につき1,540円
車寄せ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設		1平方メートル1日につき300円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
附属設備	1回1点につき	51,420円以内で知事が定める額

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用者が許可された利用時間を超過して利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 午前9時から午後9時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - 午後9時から午前9時までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額
- 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、当該区分に定める基準額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 電気又は水道を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。

注 平成31年3月29日条例第5号により、平成31年10月1日から施行別表第1項中「46,280円」を「47,130円」に、「69,940円」を「71,230円」に、「41,140円」を「41,900円」に、「61,710円」を「62,850円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「27,770円」を「28,280円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,540円」を「1,560円」に改め、同表第2項中「51,420円」を「52,370円」に改める。

一部改正〔平成26年条例11号〕